

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

年末年始の休業

■ごみ収集業務

ごみ収集業務及び廃棄物処理場は、12月31日(木)から1月5日(火)まで休みとなります。

また、名寄地区広域最終処分場については、12月31日(木)から1月3日(日)まで休みとなります。

■し尿収集(汲取り)業務

12月のし尿収集業務は22日(火)で終了となり、1月3日(日)まで休みとなります。

年内に収集を希望される人は必ず12月21日(月)までに忘れずお申し込みください。この日以降の申し込みについては、年明けの6日(水)以降となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、冬期間の作業が円滑に進むよう汲み取り

場所の除雪などのご協力をお願いします。

■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511

内線 118

☆ 4-251103

お知らせ

自主排雪支援事業のお知らせ

個人や公区、班などの営利を目的としない人や団体が、宅地内や私道などの排雪作業を町が指定する業者へ依頼した場合、その費用の一部を助成します。

■補助内容

排雪ダンプに係る費用の一部を助成します。

■助成額

○ 6トン車

1台5,500円のうち2,750円

○ 10トン車

1台6,600円のうち3,300円

■利用回数

1シーズン2回まで。(1回あたり5台分を限度とします)

■指定業者

・ 下川運輸株式会社

☎ 4-2531

・ 下川建設興業株式会社

☎ 4-2597

■申込期間等

令和3年3月26日(木)まで。

排雪作業の5日前までに建設水道課または指定業者へお申込みください。申込用紙等は役場総合窓口(税務住民課)にも備えてあります。

■お問い合わせ

建設水道課

建設・水道グループ

☎ 4-2511内線255
☆ 4-251106

お知らせ

冬の時期、生ごみの処理にお悩みの人

生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入された人に購入費の一部を補助します。

★以前に生ごみ処理機の補助金を受けた人も対象です。

■補助金額

○ 生ごみ処理機
購入費の1/3以内で、上限20,000円

○ コンポスト容器

購入費の1/3以内で、上限2,000円

■補助要件

下川町内在住で、町内小売店から購入される人

■申込み・お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511内線118
☆ 4-251103

皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。(敬称略)
10月16日～11月15日受領分

・ 下川町に
ふるさとづくり事業として
南 恵子 (札幌市)

一般事業として
桜木 幹泰 (札幌市)

・ あけぼの園に
福内 良治
蓑島 富男
清水 三郎

・ 山びこ学園に
前澤 弘 (名寄市)
品地 和彦 (上名寄)
藤原 一行 (上名寄)

・ 社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
錦 町 中川久美子 (亡母)

福祉のために
梅坪 龍雄 (緑町)

【インターネットで確定申告「e・Tax」のご利用について】

e・Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用できるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe・Taxで送信することができます。

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の

取得や、カードを読み取るための「ICカードリーダーライター」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月から、e・Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続もできるようになりました。他にも、給与収入がある人や年金収入、副業等の雑所得がある人等は、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で確定申告書の作成ができます。

更に、令和3年1月から順次、e・Taxが便利になる機能も追加される予定です。

詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

操作に関して詳しいことは、e・Tax・作成コーナーヘルプデスクまでお問い合わせください。

☎0570-0115901



【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】
（住民税申告についても同様）

令和2年分の所得税等の確定申告期間は、令和3年2月16日（火）から3

月15日（月）です。

確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

①令和2年分の申告書に納税者のマイナンバーを記載して提出します。

②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。

はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書」+「運転免許証等の写真付身分証明書の写し等」

※控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付が必要です。（e・Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。）

●納税者のマイナンバーカードの写し

●納税者の「通知カードの写し（令和2年5月25日での廃止以降、記載情報と現況に相違のないものに限る。）又

④確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には「マイナンバー」欄は追加しないこととしています。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511

内線114

☆4-251103

【所得税等の還付申告について】

給与等から源泉徴収された所得税等額が年間の所得金額について計算した所得税等額よりも多いときは、還付申告をすることによって所得税等が還付されます。

町では、令和3年1月18日（月）から役場税務住民課窓口で受け付けします。なるべく早目の申告をおすすめします。（還付申告をする際は、源泉徴収票、印鑑、振込先を確認できるものを忘れずに持参してください。）

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額等が自動計算され所得税等申告書等を作成することができ、作成したデータは、印刷して税務署に郵送で提出することができますのでご利用ください。

※税制改正により、国税関係手続の簡素化が図られ、平成31年4月1日以後の確定申告書等の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、確定申告書等には、源泉徴収票等の内容の記載が必要であり、また、下川町や名寄税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【医療費控除】

令和2年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができます。

なお、医療費控除を受けるには、医療機関等ごとの支払額等を集計する「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書は、税務住民課 税務・収納グループ窓口

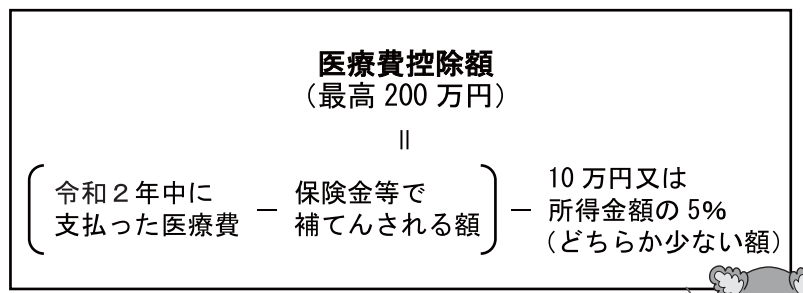
で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「医療費控除の明細書」を作成し、申告することができます。

医療費控除は、領収書の提出では受けられません。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）



【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

令和2年中に支払ったスイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等）の購入費が一定の金額以上ある場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や

予防接種等を行っているときには、医療費控除との選択により、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができます。

なお、医療費控除の特例を受けるには、医薬品を購入した薬局やドラッグストア等の名称ごとに、購入した医薬品の名称や支払額等を集計する「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。また、適用を受ける年分で健康診査や予防接種等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。

明細書は、税務住民課 税務・収納グループ窓口で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告することができます。

セルフメディケーション税制の控除額
(最高8万8千円)

$$\left[\begin{array}{l} \text{令和2年中に} \\ \text{支払った医薬品購入費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる額} \end{array} \right] - 1万2千円$$



セルフメディケーション税制は、領収書の提出では受けられません。

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。

※医薬品購入費の領収書は自宅でも5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

詳しくは、確定申告については、国税庁ホームページ、住民税申告については、総務省ホームページをご覧ください。

【マイホームの取得等と所得税の税額控除】

住宅ローン等の利用によりマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、住宅ローン等の年末残高の合計額を基に計算した額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。例として、新築住宅を取得した方の適用要件は、次の通りです。

① 住宅取得後6か月以内に入居し、12月31日まで引き続き居住していること

② 合計所得金額が3千万円以下であること

③ 住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上が自己の居住用であること

④ 銀行等の金融機関、住宅金融支援機構等に対する住宅ローン等を10年以上にわたり分割で返済していること

⑤ 令和2年4月1日以後に譲渡した場合…入居した年とその前2年・後3年の計6年間(令和2年3月31日以前に譲渡した場合…その前後2年ずつの計5年間)に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと

また、住宅ローン等を利用しない場合であっても、既存住宅について一定の要件を満たす住宅耐

震改修をしたとき、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事をしたとき、認定住宅の新築等をしたときは、それぞれ所定の方法で計算した金額を、所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、**「住宅特定改修特別税額控除」**又は**「認定住宅新築等特別税額控除」**の適用を受けることができます。

31日までの間に入居した場合には、控除期間が10年から13年となり3年間延長されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の要件を満たしていれば、特例措置の対象となります。

詳細については、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページをご確認ください。

※税制改正により、消費税率10%が適用される住宅の取得(特別特定取得)をして、令和元年10月1日から令和2年12月

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎ 4-2511内線114
☆ 4-251103

運転免許証更新時講習
(12月3日から1月7日まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)
12月17日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)
12月3日(木)午後2時
12月10日(木)午後5時30分
1月7日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)
12月3日(木)午後1時
12月10日(木)午後7時
12月17日(木)午後1時
1月7日(木)午後1時

【低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設】

税制改正により、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生予防を図るため、特例措置として、本制度が新たに創設されました。

本制度は、個人が、都市計画区域内にある土地基本法に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」といいます。）で、譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（取引額の合計が500万円以下）を、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合で、一定の要件を満たす場合には、確定申告をすることにより、売主の長期譲渡所得を100万円控除することができるものとす

確定申告に必要な、本制度の低未利用土地等確認書に係る業務は、町建設水道課にて行っておりますので、ご不明な点はお問合せください。
詳細については、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページでご確認ください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

内線 114

☆ 4-251103

建設水道課

建設・水道グループ

☎ 4-2511

内線 254

☆ 4-251106

名寄税務署

☎ 01654-2-2157

お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと

（生命に関わることや緊急を要すること）などについてご相談ください。
左記実施主体あてに直接ご本人から電話またはメールで相談してください。電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。

■相談料

無料

■相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawai9.hokkaido.jp

■その他

いただいた相談内容に関して、後日センターから電話連絡することがあります。

自衛官募集

	自衛官候補生（男子・女子）1月試験
応募資格	18歳以上33歳未満 （令和3年4月1日現在）
受付期間	受付中～1月12日（火）締切 ※1月以降の試験も随時受け付けております。
試験日	1月17日（日）・18日（月） のいずれか1日を指定できます。
試験会場	旭川 ※細部受付時にお知らせいたします。

■応募・お問い合わせ

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所

☎ 01654-2-3921

※受験申し込みは役場総務課でも対応いたします。

☎ 4-2511 内線 225 ☆ 4-251101

※コロナウイルスの状況次第で日程・会場が変更する場合があります。

第3回 雪印メグミルク杯 ジュニアジャンプ下川大会



昨年に引き続き、今年も開催いたします！

この大会は、雪印メグミルク株式会社の協力により、ジュニア選手育成を大きな目標として行います。子どもたちがジャンプを始めるきっかけになれば最高！初心者大歓迎です。

■日時 12月28日（月）午前9時30分
競技開始

■場所 下川町スキー場
◎下川シャンツェ

■お問い合わせ
雪印メグミルク杯ジュニアジャンプ
下川大会事務局
（教育委員会 生涯スポーツグループ内）
☎ 4-2511 内線 515
☆ 4-251111